

2013年1月21日開示 新規公開部分表 *太字の部分は既に公開済み分と説明
 これまで完全不開示だったファイルは、ここに書き出しません。実物をご参照願います。

文書 番号	公開 番号	ファ イル 番号	頁	墨塗りが開いた内容
68	10	3次 2201	7	、日韓併合条約を無いものとするに異存なき旨を述べ、
〃	〃	〃	15	在外会社の在日財産(大蔵省の概算では約80億円)を加算するとその総額は237億円となる。 但し右計数には、戦死戦傷韓国人軍人軍属、徴用者に対する弔慰金等(別表中の4、5、6の項目)と地金(約250屯と称せられている)が除かれているほか正式提示を留保する項目(恩給等雑多な項目)としてあげられている総額約140億円も含んでいない。
〃	〃	〃	20	(ロ)これに対しわが方が韓国に対する請求額として大蔵省が試算しているところは次のとおりである。 1、在韓(企業及び個人)財産推定額(注) 9,983,819,000円 2、予金部関係 946,177,000円 3、郵政省関係 574,239,000円 4、事業公債未償還額 2,500,000,000円 5、鮮銀券 2,174,000円 計 13,806,409,000円 (注) わが方調査による全鮮日本総財産は710億円と推定されるが、南鮮、北鮮の所在財産の割合を四対六と推定し、在南鮮(40%)総財産を算出し、更に朝鮮動乱による損失を65%と見込み算出したものである。
〃	〃	〃	23	かつわが方法理論は、厩大と予想された韓国側の賠償的要求を封ずるための防衛的なもので、元来立論にも無理があるのを免れないので、米國務省の見解をまつまでもなく、いずれは撤回する要があると考えられ、すでに客年春の非公式会談において谷大使より、韓国側の態度いかんでは請求権を放棄してもよい旨示唆するところがあった。
〃	〃	〃	24	未払給与のようなものについて支払う用意ある旨を示して請求権の相互放棄を提案したが、
〃	〃	〃	25	(一)日本側が支払うべき用意ある特定のものとして韓国側に提案する項目 (1)引揚韓国人の税関預り金 (2) 軍人、軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与 (3)戦傷病戦没軍人、軍属に対する弔慰金、年金 (4)一般徴用労務者のうち負傷者、死者に対する弔慰金 (5) 未払恩給 (6)閉鎖機関及び在外会社の整理財産のうち、韓国人名義で供託され又将来供託される

〃	〃	〃	26	もの 右外務省提案に対し大蔵省はとりあえず韓国側に支払可能の項目として前記(一)のうち(1)(2)(3)及び帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金をあげてきていた。 しかしながら右項目を合計するも金額的には四億円に達せず到底韓国側を満足せしめるとは思えない。従って韓国側との会談を妥結せしめるためにはさらにある程度の持出しを覚悟せねばならぬと考えられる
〃	〃	〃	69	が、アシカの数が増加した現在経済的には余り大きな意義を有しないと見られる。
76	11	3 次 2201	21	前記請求額として大蔵省が試算したところは資料 13.のとおりである。
〃	〃	〃	25	また、請求権問題に関する従来のわが方法理論は、本来、厩大と予想された韓国側の賠償的要求を封ずるための防衛的なもので、立論にも無理があるのを免れなかったので、
481	12	6 次 826	27	但し、恩給、未払給与等特別のものについては右にかかわらず支払う。
〃	〃	〃	31	未払給与、恩給等特殊なものを支払い、又、
〃	〃	〃	61	その権利の行使が妨げられているとき、これを回復する措置を講ずずものとする。 (二)前項の権利が国又はその国民の責任において侵害されているときは、その国又は国民は、それぞれ、これが現状回復又は損害の補償の責を負うものとする。
〃	〃	〃	141 ～ 143	完全不開示だった 1953.5.23 の備忘録 4 頁分、最後に添付
〃	〃	〃	144 ～ 148	数字が不開示だった 1953.5.28 の備忘録 5 頁分、最後に添付 今回初めて公開。ただし韓国側は既に 2005 年に公開していて中身は確認済み。
〃	〃	〃	171	It is further to be understood that the Japanese Government is prepared to make payment of particular nature such as pensions, unpaid salaries, and others of similar category due to Koreans.
96	15	3 次 2260	2	調査に膨大な費用が必要となり、また北朝鮮関係のものなどの問題をひきおこし、厄介なことになるのは自分も承知していると答えた。
〃	〃	〃	10	8 項目の中には韓国に支払った後、南北鮮統一が実現したら、その請求権はどうなるかというような複雑な問題のあるものもある。従ってそのような複雑な問題を伴わない比較的とり上げやすい項目から
374	17	5 次 804	12	日本有価証券調書、最後に添付
〃	〃	〃	13、 14	1946 年 4 月 22 日と 1947 年 11 月 14 日の日銀券焼却金額。韓国側で公開済みなので、ここでは省略

〃	〃	〃	15	1947.9.25 日銀券焼却金額、1,200,000,000won.												
〃	〃	〃	17	<table border="0"> <tr> <td>1.日本銀行券等焼却額</td> <td>1,517,051,030.98</td> </tr> <tr> <td>2.日本銀行券現在保有額</td> <td>6,442,831.00</td> </tr> <tr> <td>3.朝鮮動乱中の焼却</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 日本政府紙幣</td> <td>1,781,538.50</td> </tr> <tr> <td> 日本銀行小額紙幣</td> <td>218,301.65</td> </tr> <tr> <td> 合計</td> <td>1,525,493,702.13</td> </tr> </table>	1.日本銀行券等焼却額	1,517,051,030.98	2.日本銀行券現在保有額	6,442,831.00	3.朝鮮動乱中の焼却		日本政府紙幣	1,781,538.50	日本銀行小額紙幣	218,301.65	合計	1,525,493,702.13
1.日本銀行券等焼却額	1,517,051,030.98															
2.日本銀行券現在保有額	6,442,831.00															
3.朝鮮動乱中の焼却																
日本政府紙幣	1,781,538.50															
日本銀行小額紙幣	218,301.65															
合計	1,525,493,702.13															
〃	〃	〃	20	被徴用者数、既に3次訴訟判決文で公開済みなので、ここでは省略												
〃	〃	〃	23	帰国時に日銀券と交換に交付した鮮銀券の数字。1949年6月30日付で大蔵省がGHQに報告した¥48,714,690.の内訳												
〃	〃	〃	26	朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表、3次訴訟判決文で公開済みなので省略												
375	18	〃	8～9	<p>本件金額として同額237百万円を報告しているが、同書簡4項Cにおいて労働省所管の未収金として総額10,843,254円53銭を計上、その内訳として次のとおり記している。</p> <table border="0"> <tr> <td>俸給および手当(供託済)</td> <td>4,582,401円54</td> </tr> <tr> <td>郵便貯金</td> <td>9,450,428円03</td> </tr> <tr> <td>銀行預金</td> <td>13,465円49</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>55,448円57</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td>96,741,510円90</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>110,843,254円53</td> </tr> </table>	俸給および手当(供託済)	4,582,401円54	郵便貯金	9,450,428円03	銀行預金	13,465円49	有価証券	55,448円57	未払金	96,741,510円90	計	110,843,254円53
俸給および手当(供託済)	4,582,401円54															
郵便貯金	9,450,428円03															
銀行預金	13,465円49															
有価証券	55,448円57															
未払金	96,741,510円90															
計	110,843,254円53															
376	19	〃	17	(日本側としては主として郵便貯金、恩給、徴用者の未収賃金の支払を考慮することになるものと考えている)。												
〃	〃	〃	23～24 左 上	<p>韓国人預入残高を確認のうえその支払を考慮するが、その金額は下記のとおり、推算する。</p> <table border="0"> <tr> <td>郵便貯金韓国人分</td> <td>154百万円</td> </tr> <tr> <td>振替貯金</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>郵便為替</td> <td>?</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>258百万円</td> </tr> </table> <p>㊟① 上記積算は、何れも9月15日残高推計に対し、推定日本人残高を控除し、これに南北鮮人口比(70対30)を乗じている。 ② 上記に対し36年9月現在までの利息は196百万円(年3.6%)</p>	郵便貯金韓国人分	154百万円	振替貯金	103	郵便為替	?	計	258百万円				
郵便貯金韓国人分	154百万円															
振替貯金	103															
郵便為替	?															
計	258百万円															
〃	〃	〃	24 右 頁	<p>韓国人個人の契約者に支払うに当たり、朝鮮限りの特別会計があつた点を考慮して、同会計から預金部に吸い上げた金額のうち、韓国人(南鮮のみ)に対応する部分の返還を考慮するが、その金額は下のとおり。</p> <p>(67百万円)</p> <p>㊟① 日本側の預入金残高124百万円(45年11月末現在)に、日韓比(簡保は2対8、年金</p>												

				<p>は 7 対 3) を乗じ、更に南北鮮人口比(70 対 30) を乗じて推定</p> <p>②36 年 9 月現在までの利息は 12 百万円(年利 1%)</p> <p>③本文と同様論法でいけば後述要綱 5 の日本有価証券のうち、簡保年金会計が購入した登録国債について、その韓国人分の返還も考慮すべきか。</p>																						
〃	〃	〃	27	<p>④ 日本側留保の金額は次のとおり</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">7.80 百万円</td> </tr> <tr> <td>株式額面</td> <td style="text-align: right;"><u>31.96(71 千株)</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">39.76 百万円</td> </tr> </table>	預金	7.80 百万円	株式額面	<u>31.96(71 千株)</u>	計	39.76 百万円																
預金	7.80 百万円																									
株式額面	<u>31.96(71 千株)</u>																									
計	39.76 百万円																									
〃	〃	〃	29 左 上	<p>㊸ もっとも、朝鮮簡保特別会計の資産運用によるものであるから、韓国人加入者に相応する分は返還すべきであるとの韓国側主張があった場合は、あるいは、要綱 2 の簡保預入金と同様に考慮すべきか。</p>																						
〃	〃	〃	29 左 下 ～ 右	<p>2 上記原則により推定できるものは、</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>登録国債</td> <td style="text-align: right;">14 百万円</td> </tr> <tr> <td>その他国債</td> <td style="text-align: right;">109 〃</td> </tr> <tr> <td>その他証券</td> <td style="text-align: right;">105 〃</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">228 百万円</td> </tr> </table> <p>㊸① 上記金額は、韓国側に未提示(37.2.20 現在)</p> <p>② 登録国債は、朝鮮を支払地とする登録国債 23 百万円から、逓信局保有 17 百万円中の日本人分(17×20%)を差引いた残額に南北鮮比(70%)を乗じて算定。 その他国債は、昭 23 大蔵省管理局調 156 百万円に南北鮮比(70%)を乗じて算定。 その他証券は、勸銀調推定 158 百万円(社債を含まず)から、逓信局分 8 百万円(民間からの買上分)を差引いた残額に南北鮮比(70%)を乗じて算定。</p> <p>③ 上記額面に対する 36 年 9 月までの利子は、146 百万円(年 4%)</p> <p>④ 外務省積算</p> <p>韓国側の主張する現物は社債を除きすべて支払う立前で積算している。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>日本国債</td> <td style="text-align: right;">340 百万円</td> </tr> <tr> <td>食糧証券</td> <td style="text-align: right;">152 〃</td> </tr> <tr> <td>日本貯蓄券</td> <td style="text-align: right;">19 〃</td> </tr> <tr> <td>政府保証社債</td> <td style="text-align: right;">1 〃</td> </tr> <tr> <td>貯蓄、報国債権</td> <td style="text-align: right;">4 〃</td> </tr> <tr> <td>その他証券</td> <td style="text-align: right;"><u>92 〃</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">608 (利息 389) 百万円</td> </tr> </table>	登録国債	14 百万円	その他国債	109 〃	その他証券	105 〃	計	228 百万円	日本国債	340 百万円	食糧証券	152 〃	日本貯蓄券	19 〃	政府保証社債	1 〃	貯蓄、報国債権	4 〃	その他証券	<u>92 〃</u>	計	608 (利息 389) 百万円
登録国債	14 百万円																									
その他国債	109 〃																									
その他証券	105 〃																									
計	228 百万円																									
日本国債	340 百万円																									
食糧証券	152 〃																									
日本貯蓄券	19 〃																									
政府保証社債	1 〃																									
貯蓄、報国債権	4 〃																									
その他証券	<u>92 〃</u>																									
計	608 (利息 389) 百万円																									
〃	〃	〃	30 中	<p>日銀券、政府紙幣で流通過程にあったものは考慮する。</p>																						
〃	〃	〃	30 左	<p>日本側試算は次のとおり。</p> <p>日銀券、政府紙幣(焼却分から寄託分控除) 1,511 百万円</p>																						

			下 ～ 右 上	<p>〃 (現物 - 韓国側数字) <u>6</u> 〃</p> <p>1,517 〃</p> <p>㊟ 外務省積算は下の通り</p> <p>焼却日銀券 1,491 百万円</p> <p>その他現物等 <u>30</u> 〃</p> <p>1,522 〃</p>
〃	〃	〃	30 右 下 ～ 31 左 上	<p>1. 上記司令部書簡は、日本政府の報告数字をとっているが、重複部分があり、ネット 143 百万円(大部分が軍人軍属)で、うち朝連等に支払った分 3 百万円は控除の要がある。</p> <p>2. 南北鮮比率 70%を用いれば日本側積算としては、98 百万円となる。</p> <p>㊟① 上記の 36 年 9 月までの利息 38 百万円(24%)</p> <p>② 本文数字は、未提示(37 年 2 月 17 日現在)</p> <p>③ 外務省積算</p> <p>(143÷3)×95%(徴用労務者の 95%が南鮮)出身とみる</p>
〃	〃	〃	31 右 下 ～ 32 左 上	<p>㊟①しかし、終戦時の現在員に対して日本への引揚者同様の趣旨で何等かの援護措置を行うとすれば、引揚者給付金をもって便宜これに代えるのも一方法であろう。</p> <p>しかる場合の積算は、 2,248 百万円</p> <p>その根拠は、</p> <p>365 千人(当時の非公式記録の鮮人労務者)×二分の一(朝鮮帰還率推定)×17.6 千円(給付金 20 才～50 才実績平均)×70%(南鮮人分)</p> <p>② 外務省試算 10,184 百万円</p> <p>一般労務者 6,940</p> <p>(365 千人×20 千円×95%)</p> <p>復員軍人軍属 2,700</p> <p>(192 千人×20 千円×70%)</p> <p>死亡軍属 544</p> <p>(15.5 千人×5 万円×70%)</p>
〃	〃	〃	32 右 下 ～ 33 右 上	<p>① 既裁定に限定せず(終戦時未裁定を含む)</p> <p>② 国庫負担分のみ</p> <p>③ 平和条約発効時までを考慮する。</p> <p>(付) 軍人については、日本内地における軍人恩給の適用状況に応じて考慮し、軍属については、未復員者給与法を適用するほかないが、後者は、厳密には、未収金の中に含まれていると観念せざるを得ない(ちなみに未収金は昭和 28 年までに供託は一応終り、当時すでに未復員者給与法は施行されていた)</p> <p>2. 日本側積算</p> <p>国庫負担の平和条約発効時まで</p>

				<p>既裁定分 284 百万円 未裁定分 <u>280</u> 〃 564 〃</p> <p>㊟①恩給局調による恩給試算下のとおり(平和条約発効時まで)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">国庫支弁</td> <td></td> <td style="text-align: center;">地方費支弁</td> </tr> <tr> <td>既裁定</td> <td>恩給局長裁定</td> <td>総督知事裁定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>文官・・・</td> <td>百万円 人</td> <td>百万円 人</td> <td>百万円 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>144 (2,228)</td> <td>261 (5,632)</td> <td>22 (540)</td> </tr> <tr> <td>軍人・・・</td> <td colspan="3">0.152 (176)人</td> </tr> <tr> <td>未裁定</td> <td>文官・・・</td> <td>398 百万円 (9,132) 人</td> <td>13 百万円 (349) 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>軍人・・・</td> <td colspan="2">1,259(5,485)人</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(南北鮮区分なし、内地居住韓人含む)</td> </tr> </table> <p>② 本文試算にあたっては、上表のうち国庫支弁の 70%をもつて計算した。利息は 338 百万円(年利 5%)なお、韓国側には、上表①の国庫支弁既裁定分(内地居住者を含み、南北鮮の区分なし)を提示済み</p> <p>③外務省積算</p> <p style="margin-left: 40px;">方針 1)終戦時未裁定分を含む(上記本文と同じ)</p> <p style="margin-left: 40px;">2) 地方費支弁を含む</p> <p style="margin-left: 40px;">3)失権時(平均昭和 66 年まで)を支給期間とする</p> <p style="margin-left: 40px;">積算 11,960 百万円(利息は計算せず)</p>		国庫支弁		地方費支弁	既裁定	恩給局長裁定	総督知事裁定		文官・・・	百万円 人	百万円 人	百万円 人		144 (2,228)	261 (5,632)	22 (540)	軍人・・・	0.152 (176)人			未裁定	文官・・・	398 百万円 (9,132) 人	13 百万円 (349) 人		軍人・・・	1,259(5,485)人			(南北鮮区分なし、内地居住韓人含む)		
	国庫支弁		地方費支弁																																	
既裁定	恩給局長裁定	総督知事裁定																																		
文官・・・	百万円 人	百万円 人	百万円 人																																	
	144 (2,228)	261 (5,632)	22 (540)																																	
軍人・・・	0.152 (176)人																																			
未裁定	文官・・・	398 百万円 (9,132) 人	13 百万円 (349) 人																																	
	軍人・・・	1,259(5,485)人																																		
	(南北鮮区分なし、内地居住韓人含む)																																			
〃	〃	〃	34 左 下 ～ 右 上	<p>2. 日本側積算は次のとおり</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>寄託通貨額</td> <td style="text-align: right;">14,514,795 円 48</td> </tr> <tr> <td>交換鮮銀券</td> <td style="text-align: right;">48,714 千円</td> </tr> <tr> <td>旧朝連</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">63,228,795.48</td> </tr> </table> <p>㊟①なお、旧朝連は処分収入額調査中なるも未詳(2.17 現在)、また、当時の帰国事情から上記はすべて南鮮分とみなす</p> <p>② 外務省は朝連関係者を除き韓国側主張を是認 60 百万円</p> <p>F 日本法人への請求(具体的には民間生保への請求)</p>	寄託通貨額	14,514,795 円 48	交換鮮銀券	48,714 千円	旧朝連	—		63,228,795.48																								
寄託通貨額	14,514,795 円 48																																			
交換鮮銀券	48,714 千円																																			
旧朝連	—																																			
	63,228,795.48																																			
〃	〃	〃	34 右 下 ～ 35 左	<p>私人対私企業の関係であり、要綱 6.に該当する他の事項とも関連があるので、これだけ抽出して論ずるのは妥当でない。</p> <p>㊟①出来れば何等かの論理を構成して放棄せしめたい。</p> <p>②当方の調査によれば</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>イ 進出会社</td> <td style="text-align: right;">18 社</td> </tr> <tr> <td>ロ 在鮮資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金預貯金</td> <td style="text-align: right;">7,470 千円</td> </tr> </table>	イ 進出会社	18 社	ロ 在鮮資産		現金預貯金	7,470 千円																										
イ 進出会社	18 社																																			
ロ 在鮮資産																																				
現金預貯金	7,470 千円																																			

				<p>有価証券 138,905 〃</p> <p>不動産動産 4,638 〃</p> <p>貸付金 3,231 〃</p> <p>その他 <u>4,409</u> 〃</p> <p>158,653 〃</p> <p>ハ南鮮人分責任準備金</p> <p>45 百万円(推定)(108 百万円×60%×70%)</p>
〃	〃	〃	37	日韓請求権金額積算一覧表、最後に添付
〃	〃	〃	39	<p>①徴用労務者及び復員軍人軍属について実定法上何らの措置もとられていないのが現状であるが、例えば引揚者給付金に準じた見舞金を支給してはどうかとの考え方があり、これをどの程度まで、またどの範囲の者(人数)に支給するかについて両省の算定基準が異なったこと。</p> <p>②朝鮮人に対する恩給支給の措置につき、国籍が喪失するときまでとするか、喪失後も支給を続けることとし失権するときまでと考えるかについて、両省案の考え方が異なり、大蔵案は一応昭和 27 年 4 月(平和条約の発効時)までとし、外務案は、について、昭和 66 年頃までをとって計算したこと。</p> <p>2.外務省が総理に提出した資料(37.2.7.「日韓請求権の今後の進め方について」)中の数字について</p> <p>○外務省は上記資料中で、外務、大蔵両案について次のように示し、大蔵案約 1,000 万ドル(補償金の計算を入れていない)、外務案約 1 億ドルとしている。</p>
〃	〃	〃	40	韓国請求権の処置として一応説明のつく金額の査定、最後に添付
〃	〃	〃	56	<p>㊟(備考)在鮮財産推定額(南北鮮の合計である。)</p> <p>(引揚者数 661,592 人)</p> <p>個人財産 19,205 百万円</p> <p>企業財産 52,107 〃</p> <p>国有財産 19,265 〃</p> <p>計 90,577 〃</p>
533	24	5 次 1104	14	また、相殺するとしても、日本が法律的に支払義務のあるようなもの、例えば未払給与金の如きものは支払う用意がある旨を述べた。
〃	〃	〃	62	大蔵省の計算によれば最大限 1,500 万ドルとのことである。しかも、この 1,500 万ドルでも、
〃	〃	〃	70	5 億ドルくらい
〃	〃	〃	74	<p>(ii)請求権の「金額」</p> <p>種々討議の結果、(i)無償供与は 3 億ドル、期間 10 年、(ii)借款は 2 億ドル、10 年間に供与、利率 3.5 パーセント、返済期間 20 年、7 年据置、(iii)純然たるコマーシャ</p>

				ル・ベースのクレジット 1 億ドル以上(これは請求権の話がまとまり次第直ちに実行する)、という内容を努力目標とし、それぞれ池田総理および朴議長の裁断を仰ぐこととした。(上記内容をお互いにメモとして交換した。)
650	25	6 次 858	2	7 千万ドル 7 千万ドル
〃	〃	〃	3	1,500 万ドルとのことである。しかも、この 1,500 万ドルでも、例えば恩給の既裁定分すら受給者のその後の変動については完全に推定によらざるをえず、
〃	〃	〃	6	7,000 万ドル
〃	〃	〃	7	、無償援助との 2 本立てということで可能なので、外務省の数字もずつと小さくなる次第である。
〃	〃	〃	8	出来ないわけでないが、
〃	〃	〃	8 ~ 9	先程、北鮮分についていつたことは法律論であつて、実際とれるかどうかの議論ではない。
〃	〃	〃	9	しかも、無償援助は偶然出てきたものではなく、韓国側からみれば請求権の解決だということとは明瞭である。
〃	〃	〃	10	請求権 1 本ならば、法的根拠も十分でなく、証拠も不十分なものでもあまりやかましくいわないで常識的に考えて処理できる。(例えば、恩給法上受給権者は日本人だけが、日本国籍を喪失した後の韓国人にも支払おうという考えもできる)しかし、2 本立てとなると、請求権ははつきりしたものに局限せざるをえなくなる。
〃	〃	〃	20	金額と思われるが、依然と墨塗りが残っている。
〃	〃	〃	21	数千万ドル
〃	〃	〃	22	数千万ドル
〃	〃	〃	24	数千万ドル
〃	〃	〃	31	7 千万ドル 7 千万ドル
〃	〃	〃	32	従来の上倍
〃	〃	〃	39	数千万ドル
〃	〃	〃	46 ~ 47	ことにより、請求権の代りに受領したということは明らかになる筈であると述べた。 (3)伊関局長より、韓国側として日本側提案をうけられないならば、むしろはつきり請求権と無償援助に分けた方がいい。ただしその場合の請求権ははつきりと証拠書類の整うものに限らざるをえない。そうなれば実際に支払うものは恩給ぐらいだろうと述べた。
〃	〃	〃	71	0.8 億ドル上がっただけで、 0.7 億ドル
〃	〃	〃	72	0.7 億ドルに 1 億ドル足した数字

721	30	6次 1135	2	ただ恩給等については日本人と同じ扱いをしようと考えて居て、財政事務当局の考え方と違ったゆとりのある考え方をしていると述べておいた。
〃	〃	〃	2	普通の経済協力と違うのだから、
〃	〃	〃	3	請求権については、日本側としてゆとりのある考え方を取ることにより、請求権と無償援助とが重なり合ったような考えで、これと経済協力の二本立てを考えている。
〃	〃	〃	7～ 8	ただ恩給等については日本人と同じ扱いをしようと考えて居て、財政事務当局の考え方と違ったゆとりのある考え方をしていると述べておいた。
〃	〃	〃	8	普通の経済協力と違うのだから、
〃	〃	〃	8	日本側としてゆとりのある考え方を取ることにより、請求権と無償援助とが重なり合ったような考えで、これと経済協力の二本立てを考えている。
729	31	6次 1136	7	日本側としては、大平・金了解とは無償、有償の経済協力の供与により
971	32	5次 1088	3	しかし、後記3.でのべるとおり、平和条約第21条の受益国としての朝鮮として第4条を援用しうるのは国連決議により認められた同法政府により代表される大韓民国に限られており、北鮮当局は第4条を含む平和条約のいかなる規定からも受益を主張しうる立場にない。
〃	〃	〃	8～ 9	究極的には請求権の処理として2億ドル、いわゆる経済協力として2億ドル、計4億ドル程度にて收拾するのが妥当であろうと考えられるが、朴議長との会談においては、下記のラインにより大体三億ドル位、上記2億ドル+2億ドル計4億ドルに到着させることを目途として、まずつぎの考え方を切出すものとの数字を示す事といたしたい。
〃	〃	〃	10	1億5000万ドル 億5000万ドルが充分根拠ありと認められた場合はよいが、説明困難の場合にはその部分だけは無償経済援助とすることもあり得る。 540億(1.5億ドル)の借款
〃	〃	〃	12	5千万ドル 請求権プラス1億 1億 5千万
〃	〃	〃	13	請求権プラス 5千万ドルくらい(もしくは)
〃	〃	〃	17	究極的には、請求権の処理(無償経済援助を含む)として2億ドル、いわゆる経済協力として2億ドル、計4億ドル程度にて收拾するのが妥当であろうと考えられるが、朴議長との会談においては、下記のラインにより、大体3億ドル位の数字を示すことといたしたい。
〃	〃	〃	18	適当な額としては無償援助を含めて大体1億5千万ドル程度の金額を妥当なりと考える。 (即ち事務的検討の結果、1億5千万ドルが十分根拠ありと認められた場合はよいが、

				説明困難の場合には、その部分だけは無償経済援助とすることを考えたい。)
〃	〃	〃	18 ～ 19	540 億円(1 億 5 千万ドル)の借款
〃	〃	〃	19	5000 万ドル
〃	〃	〃	23	究極的には、請求権の処理(無償経済援助を含む)として 2 億ドル、いわゆる経済協力として 2 億ドル、計 4 億ドル程度にて収拾するのが妥当であろうと考えられるが、朴議長との会談においては、下記のラインにより、大体 3 億ドル位の数字を示すことといたしたい。
〃	〃	〃	24	適当な各国による無償援助を含めて大体 1 億 5 千万ドル程度の金額を妥当なりと考える。 (すなわち事務的検討の結果、1 億 5 千万ドルが十分根拠ありと認められた場合はよいが、説明困難の場合には、その部分だけは無償経済援助を考えたい。)
〃	〃	〃	25	540 億円(1 億 5 千万ドル)
〃	〃	〃	26	5 千万ドル
〃	〃	〃	46	これを経済協力により補う
〃	〃	〃	46 ～ 47	この点で意見が一致した。(もちろん、双方の数字が一致するか、戦後のインフレをどう考えるかなど問題は残っている。)
〃	〃	〃	49	が、結局個人請求権だけを拂うようになった
〃	〃	〃	53	総理より、個人の請求権については日本人並みに取扱うという原則をもって、支払う用意があると述べ、結局、この線にそつて今後請求権委員会における事務的検討を急ぐことに意見の一致をみた。 (2) 次いで、経済協力の問題に関し、総理より、日本側が請求権として支払うものだけでは、いずれにせよ、韓国の経済復興には不十分と思われ、
1126	34	6 次 1168	64	その際、後宮アジア局長は「吉田元総理は最近も韓国大使に対し日本の朝鮮統治の貢献を語っておられるほどであるから、もっとも不適當な人選である」と答えた。
〃	〃	〃	73	さりとて「8」対「2」や「9」対「1」のバーゲンでは、日本側でも国会や世論の支持が得られないので、せいぜい「7」対「3」のかねあい程度とならざるを得ない。
〃	〃	〃	85	北鮮との人的往来問題については総理の御感触は pro 韓国的であり、『経済的に北鮮の方が優位にある現在、日本として北鮮にそれほど手をかしてやる必要はない』との御意向が示され、北鮮貿易関係者の本邦入国は少なくともオリンピック終了まで認めないよとの御指示が下された。同じく政経分離といっても、北鮮と中共とを同列に論ずる要なく、北鮮については中共よりもより厳しい措置がとられて然るべきであるとの方向が示された。
1166	36	5 次	36	後宮局長より、今後の交渉のやり方として、例えば「12 カイリはイエスかノーか」とい

		1005	～ 37	う形ではなかなか話をまとめるににくいので、昨秋請求権の金額につき話合った時のように、「12 カイリがイエスならプラス・アルファをつける」とか「これだけの条件が満たされれば 12 カイリにイエスである」とか、また、「退去強制の範囲をこれだけにしぼれば永住権はここまで認める」とかの、いわば条件付訓令をお互いに出し合うのがよいと思うと述べたのに対し、斐代表は、自分の方もそのようなラインで考えている旨述べた。
1217	38	6 次 1153	21	吉岡副主査より、日本側供託分は軍人軍属を含み 1 億円位であるが、金額について必ずしも自信がないと述べた。
1218	39	〃	15	ト部副主査より、軍令 33 号に全く関係のない韓国人の請求の場合はあるいはよいのかもしれないが、軍令に関係のある場合おかしなことになると思うと述べ、
1220	40	〃	3	日本系通貨の項の「流過程になかった日銀券、日本政府紙幣」というのは、日銀の帳簿によると、日銀が鮮銀にあづけたものであり、これは物理的所在を移したに過ぎないもので単なる紙切れであるから、このようなものに対しては韓国側の請求に応じ難いということである。(これに対し、李委員は、未発行券はなかつたはずであると述べた。)
〃	〃	〃	3～ 4	寄託金関係の金額調整はおつて行なうことになるだろうが、双方の数字にそう大きな違いはないように認められる。 (二) 寄託金関係で、朝連に寄託した分の処分代金の数字は現在もっていないが、これは一応国庫に納まつたものである。しかし在日韓国人の生活保護費として日本政府が支出した金額は、これにくらべばはるかに多額である。
〃	〃	〃	6	、日本国籍を有していた間の増加恩給以外は
〃	〃	〃	11	この請求については、日本側としては証券の種類、所有者の違いに応じて償還の義務の有無が別れてくると考えている。すなわち、
〃	〃	〃	13 ～ 14	その他の法人、個人の所有するものについては、所有者名等事実をよく究明し、軍令に関係なく本来韓国人の所有するものであれば返還の要求に応ずることを考慮する考えであるが、所有者名、金額等についての事実関係の究明は非常に困難な仕事になるであろう。 2.現物分 現物のものについては、日本側としては、韓国側からの現物呈示を条件にその返還要求に応ずることを考慮する考えである。
〃	〃	〃	16	その他については、現物呈示がなければ応じがたい。なお、
〃	〃	〃	17 ～ 19	が、前記(3)の未払金として処理されるべきものとする。 (5) 未払恩給 恩給支給の範囲について、日本側としては、必ずしも既裁定者に限るとの狭い態度ではないが、 1.人員の範囲については、恩給の支払について国の負担となっていたもの(国庫支弁の

				<p>分)以外は応じられない。</p> <p>2.韓国側の主張する20年間の支給については、まだ十分説明を聞いていないが、わが方としては国籍を有することを要件とする恩給法の建前上、平和条約発効に伴い国籍を喪失したとき以後の支給には応じられない。従つて20年間支給の要求には応じることができない。</p> <p>3.また、軍人軍属について付言すると、日本人の場合と同様に取扱うほかないが、軍人恩給復活の時期との関係よりして増加恩給のごとき特殊なものを除き、支給の余地はない。軍属は、いわゆる未復員者給与法による支給以外には考慮できない。</p> <p>なお、恩給関係で国庫負担のものは、一般文官、官立学校職員、刑務官、朝鮮総督府巡查、同道巡查及び公立初等学校職員であり、地方費支弁のものは、朝鮮総督府道消防手、朝鮮地方待遇職員令による職員、地方費支弁の文官、道吏員及び府吏員である。(この項吉岡副主査説明)</p>
〃	〃	〃	19	<p>税関に寄託された通貨類</p> <p>金額について調整を得た上で、考慮いたしたい。</p>
〃	〃	〃	19	<p>鮮銀券と交換した日銀券</p> <p>上記同様、金額について調整を得た上で、考慮いたしたい。</p>
1261	44	6次 1131	2	その一般の生活困窮化と相俟つて治安上の観点から無視し得ざる集団的破壊活動に従事する傾向があつたため
〃	〃	〃	12 ～ 13	わが方としては、請求権は一応相互放棄としたうえで、恩給、未払給与等特別のものはこれにかかわらず先方に支払うことにより色をつけ、さらに、わが方の友好精神の証左として朝鮮美術品の若干を贈与することを考慮するということまで考え方を進めていたわけであるが、
1340	55	5次 1089	2～ 3	竹島問題に関し、金部長より、ICJに提出すれば、かりに2、3年後であつても勝敗の別がはつきり出ることとなり、日韓国交上不適當なので、むしろ、第三国(米国を念頭においている模様)の調停に委ねることを希望する、かくすれば、当該第三国はその時期における日韓関係を考慮に入れつつ、調停の内容およびタイミングにつき弾力的に処理することができようと言へた。
〃	〃	〃	5～ 6	第三国の調停という考え方を話し合いの議題にするかどうかも含めて、池田総理帰国後その裁断を仰ぐ必要があると言へた。
〃	〃	〃	9	大平・金会談において、金部長より、ICJに提出すれば、かりに2、3年後であつても、勝敗の別がはつきり出ることとなり、日韓国交上不適當なので、むしろ第三国(米国を念頭においている模様)の調停に委ねることを希望する、かくすれば、当該第三国はその時期における日韓関係を考慮に入れつつ、調停の内容およびタイミングにつき弾力的に処理することができようと言へた。
〃	〃	〃	9～ 10	ことでもあり、第三国の調停という考え方を話し合いの議題にするかどうかも含めて、

〃	〃	〃	11	個人の郵便貯金、恩給等、比較的少額なものにとどまり、
〃	〃	〃	16	竹島はそれ自体小さな島にすぎないが、
〃	〃	〃	17	最近に至り韓国側は国際司法裁判所による解決は受け入れられないが、第三国による調停なら考慮する余地がある旨述べるようになった。
1366	66	6次 1174	3	2億、2億、4億、3億、
〃	〃	〃	4	4億5千万、4億5千万
〃	〃	〃	5	540億円(1億5千万ドル)
〃	〃	〃	6	5千万
1371	70	〃	4	輸銀、海外経済開発基金、基金、基金、4000万、1億
〃	〃	〃	5	2億、2億
〃	〃	〃	6	輸銀、基金、基金、輸銀
1418	77	6次 1118	13	私的請求権については譲るとしても、請求権を経済協力にすりかえることにつき
1427	79	6次 1170	12 ～ 13	所有者名等事実をよく究明し、軍令に関係なく本来韓国人の所有するものであれば返還の要求に応ずることを考慮する考えであるが、所有者名、金額等についての事実関係の究明は非常に困難な仕事になるであろう。 (b)現物分 現物のものについては、日本側としては、韓国側からの現物呈示を条件にその返還要求に応ずることを考慮する考えである。
〃	〃	〃	13	双方の納得する金額を基礎として、
〃	〃	〃	15	国の負担となっていたもの(国庫支弁の分)以外、 軍人恩給復活の時期との関係よりして増加恩給のごとき特殊なものを除き、支給の余地はない。軍属は、いわゆる未復員者給与法による支給以外には考慮できない。
〃	〃	〃	17	日本国籍を有していた間の増加恩給以外は
〃	〃	〃	45	請求権と無償援助とが重なり合ったものと経済協力の2本建を考えている
〃	〃	〃	54	請求権についてゆとりのある考え方を取り、請求権と無償援助とが重なり合ったようなものと経済協力の2本立てを考えている。
〃	〃	〃	55	請求権と無償援助の重なったものに関しよき名称はないかと質したので、
〃	〃	〃	87	請求権として日本側が支払いを認めうるものは、 精々数千万ドル
〃	〃	〃	88	請求権の解決ということではどうしても数千万ドルしか支払い得ない、
〃	〃	〃	91	請求権として7千万ドル、7千万ドル、1,500万ドル、1,500万ドル
〃	〃	〃	93	非公式にお話したことがあるのは事実である。

〃	〃	〃	98	韓国に対し請求権として支払うことのできる総額がやつと数千万ドルにすぎないといわれたことは、
〃	〃	〃	104	7,000 万ドルくらい、7,000 万ドル
〃	〃	〃	107	そうならば実際に支払うものは恩給ぐらいだろうと述べた。
〃	〃	〃	118	0.8 億ドル、0.7 億ドル
〃	〃	〃	119	外相会談の際の 0.7 億ドルに 1 億ドル足した数字である
1531	80	6 次 1152	10 ～ 11	が、韓国が分離国家として合理的に要求出来るものについては、日本は支払をなす必要がある。
1684	83	6 次 1099	3	これがため小坂元外務大臣より韓国側に示されたことのある 7 億 6000 万ドルに改められることを強く望んでいる。(わが方より、その数字がいつ、いかなる場所で示されたものなりや思い当るところなしと述べたのに対し、先方は、確かではないが、小坂元大臣より軍事革命以前の頃に出されたものと思う旨述べた。)
〃	〃	〃	4	韓国は米国にとつてもまことに扱いにくい相手であるが、
1686	84	〃	27	ところ、日本よりの謝罪等は韓国国内の考え方をこのように改善する効果は殆んどなく、むしろ却って韓国側をして諸懸案の交渉において高姿勢ならしめ、その解決をますます困難とするであろう。
〃	〃	〃	35	A Japanese expression of regret, instead of transforming the Korean thinking along such a direction, would tempt the Koreans to adopt a higher posture in the negotiations of various questions and the result would be an added difficulty in the negotiations. (27 頁の邦文とほぼ同じ内容)
〃	〃	〃	42	Such Japanese expression of regret, instead of transforming the Korean thinking along such a salutary and moderate line, would tempt the Koreans to adopt a higher posture to up their antes in the negotiation, thus adding twist and difficulty in the negotiation, to say nothing of bad aftertaste left on its part of the Japanese people.
〃	〃	〃	49 ～ 50	Such expression of regret on the Japanese, instead of transforming the Korean thinking along a salutary and moderate line, would rather tempt the Koreans to adopt a higher posture to up their antes in the dealing with Japan, thus adding to twist and difficulty in the current negotiation, apart from lingering bad aftertaste to be left on the part of the Japanese people in general.
〃	〃	〃	57 ～ 58	Such expression of regret for the past record on the Japanese part, instead of transforming the Korean thinking along a salutary and moderate line, would rather tempt the Koreans to adopt a higher posture to up their antes in their dealing with Japan, thus adding to twist and difficulty in the current negotiation, apart from lingering bad aftertaste to be left on the part of the Japanese people in general.

1744	90	6次 1102	2～ 13	朝鮮人軍人軍属について不開示だった12頁が開示、最後に添付
〃	〃	〃	15	厚生省勤労局の資料、1939～45年の移入朝鮮人労務者数、3次訴訟判決文で公開済みなので省略
〃	〃	〃	16	朝鮮人労務者対日本動員数調、3次訴訟判決文で公開済みなので省略
〃	〃	〃	17	移入朝鮮人労務者数(昭和20年3月末、)、3次訴訟判決文で公開済みなので省略
〃	〃	〃	18	終戦時集団移入半島人 322,890名
〃	〃	〃	19	朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表、3次訴訟判決文で公開済みなので省略
〃	〃	〃	20	朝鮮人関係文官恩給計数、3次訴訟判決文で公開済みなので省略
1756	98	〃	17	次第であり、そのうち韓国人の分の取扱いについては話合いの用意がある。
〃	〃	〃	18	その引渡しを条件として支払いを行なう用意がある。 軍令に関係なく本来韓国人の所有するものについては支払う用意がある。
〃	〃	〃	19	日本銀行券及び日本政府紙幣の現物の提示があればこれを支払う用意がある。
〃	〃	〃	20	韓国人分と確認される未収金については、支払いを行う用意がある。
〃	〃	〃	21 22	但し、これら労務者の内には、気の毒な事情にあつたものも相当数いたであろうことは十分認識している次第であり、多少の考慮はする積りである。
〃	〃	〃	24	日本人と同様支払う用意があり、既に事務折衝においてこの旨述べた次第である。 何等かの考慮を払いたいと考えている次第である。
〃	〃	〃	25	税関寄託金および未決済鮮銀券については韓国側の請求額を支払う用意があるが、
〃	〃	〃	30	もつとも日本側としてはこれら法人の残余在日財産の処分にあたり、とりあえず旧株主の権利は留保しているので、本会談の推移如何と睨み合わせて適切な処理を行なう用意がある。
〃	〃	〃	31	その引渡しを条件として支払いを考慮できるが
〃	〃	〃	32	日本銀行券及び日本政府紙幣の現物の提示があればこれを支払うことも考慮できるが、
〃	〃	〃	36	平和条約発効時までの分を支払うことは考慮できる。
〃	〃	〃	37	税関寄託金および未決済鮮銀券については支払を考慮できるが、
1757	99	〃	13	もつとも日本側としてはこれら法人の残余在日財産の処分にあたり、とりあえず旧株主の権利は留保しているので、本会談の推移如何と睨み合わせて適切な処理を行なう用意がある。
〃	〃	〃	14	その引渡しを条件として支払いを考慮できるが、
〃	〃	〃	15	日本銀行券及び日本政府紙幣の現物の提示があればこれを支払うことも考慮できる。
〃	〃	〃	19	平和条約発効時までの分を支払うことは考慮できる。
〃	〃	〃	20	税関寄託金および未決済鮮銀券については支払を考慮できるが、

1766	104	〃	2～ 3	(1)予備交渉において、韓国側が(現在の6億ドルから)4億ドルまで下がることを確認した場合は、わが方より第1案を提示する。 (2) 予備交渉において、韓国側3.5億ドルまで下がることを確認した場合は、わが方より第2案を提示する。この第2案の提示をもって予備交渉は終了とする。その時期は大平大臣訪米出発の9月15日までを目途とする。 (3) 大臣帰国(10月7日)後に、政治折衝を開き、第3案により最終的に妥結することとする。
1769	106	〃	1～ 2	(1)無償供与2.5億ドルの場合(焦付債権を差引けば実際の支払額は2億0427万ドルとなる) (i) 年2,500万ドルずつ8年間、9年目は427万ドル支払う場合1億6,722万ドル (ii) 年3,000万ドルずつ6年間、7年目は2,427万ドル支払う場合1億7,348万ドル
〃	〃	〃	2	2億5,427ドル (i) 年2,500万ドルずつ10年間、11年目は427万ドル支払う場合1億9,741万ドル (ii) 年3,000万ドルずつ8年間、9年目は1,427万ドル支払う場合2億0,642万ドル
1771	108	〃	2	460億、40億円、4億、4億5,000万、4分、4分2厘
〃	〃	〃	3	4分、20年
1775	110	〃	1～ 2	日韓の請求権の処理について、不開示だった2頁が開示、最後に添付
1799	117	6次 1172	4	日本が7千5百万ドル(大使は7千万ドルではなく、繰返し7千5百万ドルとの数字を挙げた。)との数字を固守し、 7千5百万ドル
1800	118	〃	5	7千万ドル、7千万ドル
〃	〃	〃	6	7千万ドル、1億ドル
1802	119	〃	4	7千万ドル
〃	〃	〃	5	なお、伊関局長より、7千万ドルは最大限で、大蔵省は1千万ドルといつている次第であると述べた。
1821	121	1165	23 ～ 24	(自分のきいたところでは、郵便貯金はある程度書類でそろそろそうだが、徴用労務者は生きているのか死んでいるのかもわからず、また韓国側はうけとった金を本人に渡すのかどうかもはっきりせず、さらに、恩給について平和条約発効後をどうするかという問題もあり)
〃	〃	〃	26	依然と墨塗りが残っていて、中味は不明。
〃	〃	〃	49	自分のきいたところでは、郵便貯金はある程度書類がそろそろそうだが、徴用労務者は生きているのか死んでいるのかもわからずまた、韓国側はうけとった金を本人に渡すのかどうかもはっきりせず、さらに、恩給について平和条約発効後をどうするかという問題もあり、

〃	〃	〃	51	依然と墨塗りが残っていて、中味は不明。
1839	124	6次 1186	35	未払給与など個人的債権で日本政府として払う用意があるものは、
1847	126	〃	32 ～ 33	(例えば総督府のクレームが含まれる)これに対し中川大使より、将来北鮮が総督府のクレームを主張したとき日本はそれはもう片ずいているといい切れないのではないかとの疑問が提出された。これに対し条約局長より、総督府のクレームは全て片いた(ママ)という立場で第三項を書いており、大韓民国政府が総督府のクレームを全部受けとったといい切った方がいいと思うと述べられた。
1892	131	6次 1178	7～ 11	不開示だった5頁が開示、最後に添付